

平成 26 年 9 月 3 日

都道府県・政令市 住宅主務部長

独立行政法人都市再生機構 技術調査室長

殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長



公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について

建設業における労働災害の防止に資するため、従来より公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について適切な措置を講ずるよう要請してきたところである。また、公共住宅事業者等連絡協議会（以下「事連協」という。）においても、平成 21 年 6 月 1 日施行の「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（平成 21 年厚生労働省令第 23 号）及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」（資料 1 参照）を踏まえた措置を「公共住宅建設工事共通仕様書（平成 25 年度版）」に規定するとともに、公共住宅建設工事現場における一層の安全確保の観点から、公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いを別紙のとおりとしているところである。

貴職におかれては、引き続き、事連協の取扱いを踏まえて適切に対応するとともに、下記事項に留意することにより、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

なお、管内市町村（政令市を除く。）、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

記

1. 公共住宅の建設工事における足場については、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成 24 年 2 月、以下「要綱」という。）」（資料 2 参照）を参考とすること。特に、足場等の点検については、労働安全衛生規則第 567 条の規定に基づき、足場の組立、一部解体又は変更の後に行う点検、補修及びその記録の保存を徹底するとともに、要綱に示された足場等の種類別点検チェックリストを作成し、効果的に安全管理を行い、足場

の安全確認に関する看板の設置を推奨すること。さらに、足場の組立完了時の点検に当たっては、当該足場の組立て作業を行った者以外の十分な知識と経験を有する者による点検を推奨すること。

なお、「十分な知識と経験を有する者」として、以下の者が想定されるので、点検の適切な実施に当たっての参考とされたい。

- ① 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
- ② 法81条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者など、法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者（資料3参照）
- ③ 足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記①又は②に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

また、これらの安全活動の創意工夫の成果は、工事成績評定の判断材料の一つとすることが可能であるので留意するとともに、費用については適切に計上するものとする。

2. 足場に関連する日本工業規格としては、「鋼管足場（JIS A8951）」、「先行形手すり（JIS A8961）」、「つま先板（JIS A8962）」等の他、屋根工事は「屋根工事用足場及び施工方法（JIS A8971）」の施工標準に基づき、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護柵等の設置を推進すること。なお、日本工業規格の内容については、日本工業標準調査会のHP（<http://www.jisc.go.jp/>）を参照されたい。

3. 工事事故防止に係る広報活動として、受注者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨すること。また、受注者等に対し、講習会等を通じて墜落事故防止対策の普及に努めること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅総合整備課 関、松園

TEL：03-5253-8111 内線 39-393、39-345